

デジタル時代の地方自治について考える

東海自治体問題研究所理事長
市橋 克哉

みなさんは、「リダンダンシィ」（redundancy、冗長性）という言葉を知っていますか。DX（Digital transformation、デジタル（進化したIT（情報技術））による変革）の「用語」に慣れ親しんでいる人を除くと、ほとんどのみなさんにとっては、なじみのない言葉ではないかと思います。

そもそも、上記のわずか3行の文章をみても、そこには、「リダンダンシィ」、「デジタルトランスフォーメーション」、「アイティ」と、英語由来の言葉が散らばっています。従来の日本語では十分その意味を適切に表現できない事象や概念について、近時は英語が圧倒的に多いのですが、外来語をカタカナやアルファベットの略語で表記することは、今に始まったことではありません。とくに行政文書におけるその多用については、市民にとって、できるだけわかりやすい文書にするという視点から、しばしば批判されていたことです。

しかし、DX時代と呼ばれる今日、外来語使用は、市民にとって分かりにくい表記で問題だという形式的なことにとどまらず、従来の言葉がもっていた意味内容そのものを別の意味内容に転化するという実質的問題をはらむようになっています。

デジタル時代の地方自治について語られる際に、近時使用されるようになった冒頭にあ

げた「リダンダンシィ」もその代表的な例です。

例えば、総務省が今年の3月に設置した「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」（以下、「研究会」という。）の議事録をみると、「リダンダンシィ」という言葉を使って、例えば、次のような意見が述べられています。

「デジタルの世界でもリダンダンシィが大事だが、リダンダンシィが、レガシーシステムを温存することや、人々の行動パターンを変えないことの正当化理由に使われてはいけません。」

みなさんは、「研究会」において述べられたこの意見、わかりますか。

議事録には、意見を述べた委員の個人名は出ていませんが、この委員が使用する語彙（リダンダンシィ、レガシーシステム、行動パターンの三つ）からみると、情報科学か行動経済学かのどちらか、またはその両方に「精通」している（換言すれば、その狭い専門の貧困な語彙と思考に制約されている人）だと思います。

それでは、この意見を、情報科学と行動経済学の含意を入れて、わたしも含めて多くのみなさんにもわかる「日本語」に、まずは翻

訳してみましよう。

デジタルな世界でも「冗長性」（情報科学で、「リダンダンシィ」は、アクセス集中やサーバダウンなどのリスクに備えて、「予備」を確保(backup)することを意味します。日本語では「冗長性」と訳されています。)が大事だが、「冗長性」が「時代遅れの古い仕組み」（情報科学で、「レガシーシステム」は、技術革新による代替技術が普及した段階における旧来の技術により構築されたコンピュータ・システムのことを意味します。日本語には訳されていません。「古くなったコンピュータ・システム」が直訳でしょう。)を温存することや、人々の「不合理な行動パターン（癖、例外事象（アノマリー）」）（行動経済学で、「行動パターン」は、「合理性」に限界のある個人の 諸行動の型を意味します。行動心理学の成果を加味して使っています。）を変えないことの正当化理由に使われてはいけない。

さて、この「翻訳」で、みなさんも、上記の意見の言いたいことのかなりの部分は了解できるようになったのではないかと思います。しかし、この意見が、デジタル時代の地方自治のあり方、しかも、「国・地方関係のあり方」に関する意見として述べられたものだという点が、わたしたちにとっては、さらに重大です。ここに注目すると、「翻訳」は、さらに、「国と地方自治との関係」という文脈に入れて翻訳することで、この意見の真意をあぶりださなければなりません。

そうすると、次のようになります。

デジタルな世界でも、「バックアップ用の予備である地方自治」が大事だが、「バックアップ用の予備にすぎない地方自治」が、「DXによる国の新しい技術革新から取り残された地方自治の古い制度」を温存することや、地方の住民による「その地方の特性にあった古い制度に馴染んだ、しかし、今となっては

不合理な諸行動の型」を変えないことの正当化理由に使われてはいけない。

ここまで「翻訳」（意識）すると、この意見が何を言いたいかは、みなさんよく分かったのではないかと思います。

先に述べたように、これまでの地方自治に関する憲法・地方自治法といった法学の分野において歴史的に生成、発展してきた用語や概念をまったく無視して、はやりの情報科学や行動経済学の用語で地方自治を語ることの危険性、そして、そのイデオロギー性を、この意見は示していると思います。

四半世紀前の「分権改革」によって制度化された地方自治の仕組み、とくに、国・地方間関係は、この意見に象徴されるように、デジタル時代にあつて、大きく転形しようとしています。すなわち、四半世紀前に掲げられた目標である「分権的制度設計」は、今再び、「集権的制度設計」へと向かう道へと後退し始めていることがわかります。

地方自治における補完性の原則に基づいて、国主導ではなく地方の住民が主導する地方自治、国と地方自治体との関係は上下・主従の関係ではなく対等協力の関係であるべきと、「分権改革」以来、多くの人々は考えてきたはずです。

しかし、DXによる技術革新されたAIを実装する国は、今はすでにこの立場には立っていません。国にとって、地方自治は、必要な存在とはいえ、それは、今では「リダンダンシィ」＝バックアップ用の「予備」でしかありません。住民の創意工夫により独自に設けられた国に先行する「進んだ仕組み」は、デジタル時代にあつては、国が実装する新しい技術から取り残された滅びゆく遅れた「レガシーシステム」としてしか認識されていません。そして、国の革新的なAI等のテクノロジーを受け入れる住民の行動が「合理的」とされ、それを受け入れない住民の行動は、いくら地域特性に即したものであっても、時代遅れの制度に馴染んだ「不合理的」なものとしてい

るのです。

こうして、四半世紀前、新自由主義派が主導し市民派も同調して同床異夢で掲げた目標「分権的制度設計」は、デジタル時代の今、国にあってはあっけなく崩れ、「集権的制度設計」へと後退しようとしているのです。

この路線は、すでに、アメリカでは「リバタリアン・パターナリズム」と呼ばれ、アカデミズムでも、経済学や憲法学を中心にして、新自由主義に代わる有力な「潮流」になっているものです。日本でも、一部の憲法学者をはじめとする法律家のなかには、先の個人情報保護法改正に賛成して、この「潮流」に加わる人も増えています。

デジタル時代の地方自治をクリティカルに考える場合、これまでのような新自由主義批判にとどまっているだけではなく、この新しい「リバタリアン・パターナリズム」の「流れに抗する」こと、とりわけその「パターナリズム」、そして、さらには、「権威主義」に抗して地方自治を進めることが課題となっていると、わたしは考えています。

なお、「研究会」の議事録は、下記のURLで、フォローできますので、ご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digitalage_chihojichitai/index.html